

受験番号

---

平成31年度 特別支援教育特別専攻科（Aコース）前期募集 筆記試験問題 その1 /4

1. 空欄に入る適切な語句を解答欄に記入しなさい。

（1）教育基本法 第9条

法律に定める学校の教員は，自己の崇高な使命を深く自覚し，絶えず（①）と修養に励み，その（②）の遂行に努めなければならない。

（2）学校教育法 第37条

小学校には，校長，教頭，教諭，（③）及び事務職員を置かななければならない。

校長は，（④）をつかさどり，所属職員を監督する。

教諭は，児童の（⑤）をつかさどる。

（3）学校教育法施行規則 第49条

（⑥）は，校長の求めに応じ，学校運営に関し意見を述べることができる。

解答欄

①	②	③
④	⑤	⑥

2. 「不登校」に関してこれまで様々な言及がなされてきた。とりわけ現代社会における「不登校」の原因や対応の在り方について、あなたの考えを述べなさい。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※解答用紙が不足した場合は、この紙面の裏面を使用すること。

総 計	小 計

受験番号 \_\_\_\_\_

平成31年度 特別支援教育特別専攻科 (A コース) 前期募集 筆記試験問題 その2/4

3. 以下の語句等について説明しなさい。

(1) 日本語教育を必要とする子ども

---

---

---

(2) L G B T

---

---

---

(3) 主体的・対話的で深い学び

---

---

---

(4) 高校における退学者の増加

---

---

---

(5) 全国学力調査

---

---

---

小 計

受験番号 \_\_\_\_\_

平成31年度 特別支援教育特別専攻科（Aコース）前期募集 筆記試験問題 その3/4

4. 空欄に入る適切な語句を解答欄に記入しなさい。

学校教育法施行令第22条の3の表「就学基準」

区分	障害の程度
( ① )	両眼の視力がおおむね ( ⑥ ) 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
( ② )	両耳の聴力レベルがおおむね ( ⑦ ) デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
( ③ )	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で ( ⑧ ) を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、( ⑨ ) への適応が著しく困難なもの
( ④ )	一 ( ④ ) の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 ( ④ ) の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
( ⑤ )	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、( ⑩ ) その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

解答欄

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩		

5. 誕生からおよそ1歳までの乳児の発達について概略を述べなさい。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※解答用紙が不足した場合は、この紙面の裏面を使用すること。

小 計

受験番号 \_\_\_\_\_

平成31年度 特別支援教育特別専攻科 (A コース) 前期募集 筆記試験問題 その4/4

6. 以下の語句等について説明しなさい。

(1) 合理的配慮

---

---

---

(2) 発達障害

---

---

---

(3) 自己肯定感

---

---

---

(4) ピグマリオン効果

---

---

---

(5) ユニバーサルデザイン

---

---

---

小 計